

船舶インシデント調査報告書

令和3年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年5月10日 05時33分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港南方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位167° 2.0海里付近 (概位 北緯40° 53.6′ 東経141° 24.5′)
インシデントの概要	プレジャーヨットEmmyは、南進中、定置網に進入して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年5月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Emmy、5トン未満（長さ8.9m）
船舶番号、船舶所有者等	240-21809兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、南進中、定置網に進入して運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、GPSプロッター画面に定置漁業権区域が表示されていたものの、目視で定置網を避けて航行できるものと思い、同区域内の航行を続けたが、定置網の浮き球等に気付くことができずに、定置網に進入し、同網のロープが、センターボードと舵の間に入り込み、運航不能となった。</p> <p>船長及び同乗者は、地元漁船により救助されたものの、本船は、天候の悪化により、翌朝、引き出され、えい航された。</p> <p>船長は、これまでも、定置漁業権区域を目視で確認しながら航行していた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、目視で定置網を確認できると思い、定置漁業権区域内の航行を続けたことから、定置網に進入して絡索し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、南進中、船長が、目視で定置網を確認できると思い、定置漁業権区域内の航行を続けたため、定置網に進入して絡索したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、定置網が設置されている期間、定置漁業権区域を航行しないこと。
--	--